

岡谷シルクブランド観光創造事業実施業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務目的

長野県岡谷市は、明治から昭和初期にかけて製糸業の中心地として日本の近代化を支えていた。本事業は、市内に点在する「養蚕・製糸・食・建築・機織」という地域資源を、「命を紡ぐ物語」という時系列のストーリーで繋ぎ、欧米豪の富裕層をターゲットとした高付加価値な観光コンテンツを造成することを目的とする。

この事業の受託者を選定するにあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

- (1) 業 務 名：岡谷シルクブランド観光創造事業実施業務
(コンテンツ名称：シルク岡谷の旅 TheExperienceofwonder：命を紡ぐ物語)
- (2) 業務内容：岡谷シルクブランド観光創造事業実施業務委託仕様書
(以下「仕様書」という。)及び観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業事業計画書(抜粋)のとおり
- (3) 履行期間：契約締結日から令和9年2月28日まで
- (4) 提案額：6,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)の固定とする。
※上記の金額は、提案の規模を示すためのものであり、契約締結における予定価格を示すものではない。
- (5) その他：本業務は観光庁の観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業の採択及び令和8年度岡谷市補正予算の成立を前提とした停止条件付公募である。観光庁による採択及び補正予算成立が得られなかった場合は、本プロポーザルを無効とする。なお、これに伴い参加者が被った費用等の補償は行わない。

3. 参加資格

- (1) 公募型プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、次のいずれにも該当する者とする。なお、1者による複数の提案は認めない。
 - ア 法人格を有すること。
 - イ 旅行業法に基づく旅行業の登録を有すること、または旅行業者と連携する体制を有すること。
 - ウ インバウンド向け直販サイトを有する者であること。

エ 過去３年間に国または地方公共団体等と本事業と同種の契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

オ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定および暴力団排除措置要件に該当しない者
カ 国税等の滞納のない者であること。

キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

ク 事業所の所在地にかかわらず、円滑な連絡調整が出来ること。

4. スケジュール

ホームページへの掲載：	5 月 1 5 日(金)
参加申込書等及び質問事項受付開始：	5 月 1 5 日(金)
質問事項受付期限：	5 月 2 2 日(金) 1 7 時まで
質問事項の回答：	5 月 2 6 日(火)(予定)
参加申込書の提出期限：	5 月 2 9 日(金) 1 7 時まで
企画提案書の提出期限：	6 月 5 日(金) 1 7 時まで
書類審査の結果通知：	6 月 9 日(火)
企画提案審査：	6 月 2 5 日(木)
選考結果発表：	6 月 3 0 日(火)(予定)

※参加者が 5 社を超える場合には、審査委員会の事務局による書類審査を実施する。

当該審査を通過した参加者のみ、企画提案審査へ参加する。

書類審査の結果については、令和 8 年 6 月 9 日（火）に参加者ごとに参加申込書に記載されたメールアドレスへ個別に通知する。

その際、書類審査の通過者には、併せて企画提案審査実施の通知を行う。

5. 質問の受付及び回答

(1) 本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

- ・質問方法：下記電子メールアドレスに電子メールで送信するものとする。
- ・電子メールアドレス：brand@city.okaya.lg.jp
- ・電子メールの件名：岡谷シルクブランド観光創造事業実施業務委託企画提案質問書
- ・質問受付期限：令和 8 年 5 月 2 2 日(金) 1 7 時まで

※【様式 1】質問書 必ず事業者名を明記のこと。

※質問の内容について、電話で確認することがある。

※質問は企画提案書の提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、電話及び直接来庁による質問には応じない。

(2) 質問の回答

質問への回答は、令和8年5月26日(火)以降、岡谷市ホームページに掲載する予定である。

6. 参加申込書について

参加者は、次のとおり参加申込書を作成し、提出すること。なお、期限までに参加申込書を提出しない者又は参加資格要件に該当しない者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

ア 【様式2】参加申込書

イ 【様式3】会社概要書

ウ 【様式4】暴力団に関与ない旨等の誓約書兼承諾書

エ 法人登記事項証明書(3か月以内に発行されたもの。写し可。)

オ 国税(法人税及び消費税)及び市税に係る納税証明書(滞納及び未納がないことが確認できるもので、本書提出前1か月以内に発行されたもの)

※ 市税については、岡谷市に本社又は営業所がある場合のみ。

※ 岡谷市の物品購入・委託業務等業者登録済の場合、上記エ～オについては提出を省略できる。

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限

令和8年5月29日(金)17時00分まで。

(4) 提出方法

持参(水曜日を除く9時00分から17時までとする。)又は郵送(簡易書留、レターパック等、到達が確認できる方法に限る。)により、提出期限までに必着のこと。

(5) 提出場所

〒394-0021 長野県岡谷市郷田1-4-8 岡谷蚕糸博物館内
岡谷市産業振興部ブランド推進室ブランド推進担当

7. 企画提案書及び見積書等の提出について

仕様書の目的や趣旨を踏まえ、具体的な考え方や業務方法等を取りまとめ、企画提案書を作成し、提出すること。なお、期限までに以下の提出書類を提出しない者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

ア 【様式5】企画提案書表紙

イ 【任意様式】企画提案書

①作成上の留意事項

- ・様式は問わない。文章の補充のために、写真、イラスト、図表等を用いることも可とする。
- ・様式の規格は、日本工業規格によるA4判を用い、10.5ポイント以上のフォントを用いる。ただし、A4判によりがたい場合は、A3判の用紙を用いることも可とする。この場合は、見開きしやすいようA4判と同じ大きさに折り込むこと。
- ・片面カラー印刷とする。
- ・使用枚数は自由とする。
- ・左止めし、番号順にファイル等に綴じて提出する。

②記載内容

仕様書に基づき、以下の項目について作成すること。

- ・仕様書「4 業務目的」「5 業務概要」「6 業務内容」「7 事業の目標」「8 対象とする経費」に沿った企画提案を具体的に示すこと。
- ・提案にあたっては、提案者の強みを活かした効果的な業務計画等を示すこと。
- ・提案について、提案者の考え、効果的と考える根拠とともに、実施方法及び実施スケジュールを具体的に示すこと。

ウ 体制及び実績にかかる書類（以下のⅠ～Ⅳ）

Ⅰ【様式6】業務実施体制及び担当者等の経歴

Ⅱ【任意様式】業務実施体制（詳細）

- ・業務内容が的確に遂行されるための人員と組織の体制を示すこと。
- ・予定する体制、人員、役割分担及び各分担間の連携について具体的に記載すること。また、予定する責任者及び担当者を明確に記載することとし、それぞれの者の実施業務について記載すること。
- ・緊急時に迅速への対応、体制について、土日祝日、夜間を含めた連絡体制を記載すること。

Ⅲ【様式7】同種・類似業務の実績

- ・過去に行った本業務と同種・類似の種類及び規模の実績について記載すること。
（最大10件）

Ⅳ【任意様式】積算内訳書

- ・本実施要領で定めた事項や提案内容を実施するために必要な全ての費用（消費税及び地方消費税の額を含む）の積算内訳書（任意様式）を提出すること。

（2）提出形式、提出部数

正本（印刷1部、PDF）、副本（印刷6部、PDF）

- ・正本は押印し、全ての提出書類をまとめて製本すること。なお、副本は押印不要とし、全ての提出書類をまとめた形で提出すること。
- ・副本については、参加者を識別できないように提出者欄は記入しないこと。また、参加者を識別でき得る情報（社名・ロゴ・製品名等）を含んではならない。

(3) 提出期限

令和8年6月5日(金) 17時まで

(4) 提出方法

持参(水曜日を除く9時00分から17時までとする。)又は郵送(簡易書留、レターパック等、到達が確認できる方法に限る。)により、提出期限までに必着のこと。

(5) 提出場所

〒394-0021 長野県岡谷市郷田1-4-8 岡谷蚕糸博物館内
岡谷市産業振興部ブランド推進室ブランド推進担当

(6) 提出書類の取扱い

- ・企画提案は、1参加者につき1提案に限る。(複数提案は不可)
- ・企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。
- ・提出された書類は、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、参加者に返却しない。
- ・応募書類の作成に係る経費は、参加者の負担とする。

(7) 提案に当たっての注意事項

- ・本募集に当たり、本要領を熟読するとともに、提案により参加者は本要領に同意したものみなす。
- ・政治的、宗教的、商業的、反社会的な要素や、誹謗中傷、公序良俗に反する内容を含むものは審査の対象外とする。
- ・提案参加において、法令に抵触するあらゆる行為、第三者に物理的・精神的損害を与える行為、第三者の名誉を棄損する行為、第三者の権利を侵害するあらゆる行為及び公序良俗に反するあらゆる行為を禁止する。

8. 評価の手続き及び契約候補者の選定方法

選定委員会事務局による書類審査(参加者が5社を超えた場合のみ。審査方法は下記《審査・選定方式、契約候補者の特定》に準ずる。)及び選定委員会による審査(企画提案審査)を実施する。参加事業者が1者の場合も企画提案審査を行う。

(1) 企画提案審査実施方法、審査・選定方式、契約候補者の特定

《企画提案審査実施方法》

ア 企画提案審査の開催日は令和8年6月25日(木)とし、場所等については、別途参加者に通知する。

イ 参加者は、自らの提案内容についてプレゼンテーションを行う。持ち時間は、プレゼンテーションは20分以内、質疑応答は10分程度とする。規程の時間を経過した場合は直ちに終了する。ただし、質疑応答については、持ち時間を

延長する場合がある。また、参加者が多い場合には、持ち時間を調整することがある。

ウ 当日の参加者については、3名以内とし、原則、本業務の主要な担当者に予定している者(今後、発注者との連絡・調整に際し、担当となる者)は必ず参加し、その者が主にプレゼンテーションを行うこととする(役割分担に応じ、分野によって選任で担当する者がその分野に係るプレゼンテーションをすることは妨げない)。

エ プロジェクター等の機材を使用する場合は、あらかじめ申し出ること(パソコン等は各自用意すること)。

オ プレゼンテーションの際に使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、追加の資料の配布は認めない。プロジェクター等での映写内容は、提出書類と同一ではなくてもよいが、あくまで提出書類の内容を補足するものとし、内容自体の変更・追加は認めない。

カ プレゼンテーションでは参加者を識別出来る情報(社名・ロゴ・製品名等)を発信しないこと。また、名札・社章等、社名を判別できる物を着用しないこと。

キ 次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

①企画提案審査に遅刻、欠席した場合

②選定の公平性を害する行為があったと選定委員会が認める場合

③その他、選定委員会が不適格と認めた場合

《審査・選定方式、契約候補者の特定》

ア 選定委員会において、参加者の企画提案や実施能力等を評価基準により総合的に判断する。各委員の評価点合計を合算し、最も高い点数となった参加者を最優先交渉権者として契約締結に向けた手続を行う。契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として手続を行うものとする。

イ 各委員の合算した評価点が同点だった場合は、評価基準の各得点を参考に委員の合議により優先者を決定する。

ウ 各委員の持ち点を合算した値(満点)の5割を最低基準点とする。なお、それぞれの評価点の算出においては、小数点第2位までとする。小数点第3位以下を四捨五入する。

参加者が1者の場合、審査会を実施し最低基準点に達していれば、当該参加者を最優先交渉権者として選定する。

エ 選定委員会は非公表とし、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、令和8年6月30日(火)までに参加者ごとに参加申込書に記載されたメールアドレスへ、後日文書により個別に通知する。

(3) 評価基準

評価は、下記の表 1 に基づき、提案内容において具体的かつ優れた提案がなされているかについて審査し、点数化する。(配点：100点)

表 1 企画提案審査評価基準表

評価区分・評価項目		評価ポイント	配点
業務実施体制		・本業務の遂行に十分な専門性と人員を有しているか。	10
		・地域事業者との連携・交渉を主体的に行える体制か。	10
		・緊急時の対応体制が整っているか。	10
業務遂行能力		・同種・類似業務の豊富な実績を有しているか。	10
		・見積金額が積算根拠に基づき適切であるか。	10
企画提案内容	コンテンツの独自性・ストーリーの実現性	・岡谷市の地域資源をストーリー性をもって回る組み立てになっているか。	10
	SNS や OTA を活用した効果的な広報・販売戦略	・ターゲット層に向けた効果的な SNS や OTA の活用ができているか。	10
		・次年度以降の販売も視野に入れた活用ができているか。	10
	業務目的及び欧米豪ターゲット層への深い理解	・業務の目的、ターゲット層を理解し企画されているか。	10
	次年度以降の継続性、自走化、地域還元への具体的提案	・将来にわたり自走できる仕組みが構築できているか。	5
		・利益を地域へ還元できる仕組みを構築できているか。	5
配点合計			100

(4) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合

イ 同一の者が2種類以上の提出書類を提出した場合

ウ 提出書類に虚偽の記載をした場合

- エ 提案額が指定した固定額でない場合
- オ 提出書類に不備があり、補正が困難である場合
- カ 審査の公正性を害する行為があった場合
- キ 参加資格に違反している場合
- ク その他不正行為があった場合

9. 契約に関する基本事項

(1) 契約内容の調整

- ア 最優先交渉権者と発注者が業務内容等の調整を行う。なお、特別な事情で契約の締結ができなくなった場合など最優先交渉権者と契約に係る調整が整わない場合は、次点者である優先交渉権者と交渉を行う。
- イ 業務執行体制、業務内容及び事業スケジュール、詳細な実施計画は、提案内容をもとに発注者と協議のうえ決定する。

(2) 積算内訳書の提出

最優先交渉権者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた積算内訳書を提出する。

(3) 契約の締結

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に準じて随意契約とする。

10. その他

- (1) 提出書類の作成、プレゼンテーション、本業務に関するプロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 契約締結後において予測できない事情により仕様の変更等が発生する場合は、両者が協議の上、契約変更等に対応するものとする。
- (3) やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届(任意様式)を提出すること。

11. 問い合わせ先(事務局)

〒394-0021 長野県岡谷市郷田 1-4-8 岡谷蚕糸博物館内
岡谷市産業振興部ブランド推進室ブランド推進担当：藤森
電話：0266-23-3489 電子メール：brand@city.okaya.lg.jp